

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年5月17日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ローラン・ベルティオ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 齋 隆敏

【電話番号】 03-3593-5957

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 みずほ・アムンディ グローバル・ハイブリッド証券ファンド  
2018-06 （限定追加型／繰上償還条項付）

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資信託受益証券の金額】 当初募集額 上限 300億円  
継続募集額 上限 300億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月11日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、信託財産留保額、信託期間、繰上償還条項に関する記載に訂正すべき事項があり、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2. 【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。

下線部分は、追加・変更箇所を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 4【手数料等及び税金】

##### (2)【換金（解約）手数料】

<訂正前>

換金（解約）手数料はありません。

<訂正後>

換金（解約）手数料はありません。ただし、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

<訂正前>

2018年6月29日から2024年5月25日までとします。

（略）

<訂正後>

2018年6月29日から2024年5月24日までとします。

（略）

##### (5)【その他】

<訂正前>

（ロ）委託会社は、分配金込み基準価額（基準価額（1万口当たり）に、設定来分配金（1万口当たり、税引前）の累計額を加算した額をいいます。以下（ロ）において同じ。）が11,500円以上となった場合には、分配金込み基準価額が11,500円以上となった日の翌営業日から、わが国の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。ただし、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから、満期償還日までの期間が短い場合には、投資信託契約の解約は行いません。

<訂正後>

（ロ）委託会社は、分配金込み基準価額（基準価額（1万口当たり）に、設定来分配金（1万口当たり、税引前）の累計額を加算した額をいいます。以下（ロ）において同じ。）が11,500円以上となった場合には、分配金込み基準価額が11,500円以上となった日から、わが国の

短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。ただし、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから、満期償還日までの期間が短い場合には、投資信託契約の解約は行いません。